

中興碑には、明德癸酉罹于兵燹。半化灰矣。天文甲午又爲舞馬所厄。所遺大小堂宇悉屬亡是也。住僧覆節不捨。猶就灰燼。收拾片瓦散材以緝理。落々數輩。僅續香火。時有加藤物兵衛重廉者。不忍坐視荒廢。即勇捨財。移額於府城木新保。三祖塔永平加今猶存焉。元和年中又移於石浦地云々。と記載せり。按ずるに、木、新保加藤重廉の下邸は、即ち後に云ふ加藤圖書上、地町の地なり。加藤氏の元祖重廉は、石川郡野々市なる大乘寺の荒廢せしを見るに忍びず。故に私財を捨て、吾が下邸へ移轉造立せしものなり。彼の廢寺を數息し、吾が下邸の地内に再興して、古刹の永續を謀り、于今盛んなるは、實に加藤氏の力といふべし。其の寺跡に正徳年中迄三祖の塔ありしかど、今は遺蹟詳かならず。

○池の小路

折違町の末、北側なる二小路を呼べり。二小路共に入口の路傍に惣井戸あり。故に二小路共に世人池の小路といふ。但し中橋の方なる小路は、古名原町とも呼べり。明治十六年頃井戸を埋め、今は一つ残り。

○舞々大夫居跡
舊傳に云ふ。池小路に昔より舞々大夫の居宅ありて、爰に居住せしかど、後退去すと云ふ。按ずるに、寶永二年の金澤戸數人員調書に、舞々三人内一人家持、二人借屋。とあり。右舞々の家は、即ち此の池小路に居住する舞々大夫が事なるべし。

○池小路舞々大夫傳

混見摘寫に云ふ。石川郡鷹栖の城跡は、小立野の末瀬領村の領にあり。昔佐久間支蕃盛政在城す。盛政在城の頃は、犀川のあなた城力、鶯ヶ原村などにも砦を構へ、今の瀬領村にも民家・市店も少々有之といひ傳へたり。瀬領村の端に藤内屋敷というて、竹藪のあとあり。其の子孫とて、于今金澤折違橋に、瀬領屋というて町並に居るものあり。是佐久間氏の頃の舞大夫にして、今いふ舞々大夫などの類なるか。昔の所謂なるにより、于今瀬領村へ毎年歳暮に略曆を持參す。といへり。三州奇談に云ふ。石川郡瀬領は金城の東南山入の小村なり。此里より出でたる人に、金澤筋違橋の池の邊りに八右衛門と云ふ男あり。今金澤中に月頭を

配りて錢を取る、此人也。昔佐久間盛政尾山の城を攻めける時、城中に楯籠れる敵よく防ぎ、手強く戦ひけり。其頃瀬領村の者ども餅・山のいもなどを陣中へり賣(三元り)に出居りしに、此者共小立野より、術計をなして手痛く攻立てける程に、城忽ちに落ちたりけり。盛政即ち瀬領村の者に、何にても褒美を望めとありしに、瀬領の者共、何とぞ以來尾山の城下へ物を商ふ頭にせさせ給へと請ひけり。其由盛政聞届け、以後相違あらざるとの一筆を渡しけり。此書きもの今も瀬領村の何某持傳へけりと云ふ。其の故を以て、今纔に月がしらと云ふ略曆を配る事を許せしも、其遺風なり。といへり。按ずるに、三州奇談は堀樗庵の著書なれば、天明寛政の頃まで、八右衛門なるもの池の小路に居住せしと聞ゆ。此の八右衛門は混見摘寫にいへる舞々の子孫瀬領屋なるものなるべし。其の後池の小路を退去せしにや。文政七年五月藤内頭より書出でたる異種徒等差別書に、

舞々

右者三太夫と申而、御武士家・町方等に而舞をいたし、手之内勸進仕候。以前は折違町池、小路に罷在候へども、當時は

何方へ罷越候哉。舞々之所作相止候故、住所相知れ不申候。右代り、石川郡藤江村百姓中之内、舞々与唱へ、町家等へ罷出、手之内勸進仕候由に相聞え候へ共、右は藤内頭裁許不仕候事故、實否相知兼候事。
右御尋に付申上候。以上。

申五月

藤内頭 三右衛門
藤内頭 仁 藏

龜尾記に云ふ。石川郡藤江村に舞々三太夫と云ふもの二軒あり。舞々の名は、舞を舞ふといふ事にて、此の三太夫が家に舞數百六十番あり。中にも大なすり・小なすり(殿)・盤若・日暮し、或は林歌・鶯の舞などありて、古風の樂譜残り、昔は賞翫せしかど、いつしか俳優家の猿樂のみ賞揚せられて、舞々大夫は今は乞食同やうに下れり。是も時世とはいひながら、猿樂大夫に引かへ舞々三太夫は非人の人別に入る事、凡て物真似するもの申樂の徒皆爾りといへり。今按ずるに、明治廢藩の際までは、舞々三太夫とて、年頭・五節句等の佳節には、金澤市中武士町方共に毎戸へ來り、祝儀を貰ひ行きけり。大身の武士にては舞も舞ひたる由。其